

第2回 八代市景観審議会 会議録（要旨）

日時:令和5年9月1日(金)14:00~15:30

場所:八代市役所 本庁舎 207号会議室

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 建設部長挨拶
4. 議事
 - ・景観重点地区(妙見宮周辺地区)の指定について
5. 報告
 - ・八代市景観計画の一部変更(太陽光発電施設関係)にかかる進捗状況 等
6. 事務連絡
7. 閉会

公開又は非公開の別 公開

出席者

委員 柴田祐会長、森山学副会長、内田孝光委員、岡田敏代委員、北崎芳憲委員、
櫻井力助委員、寺坂美紀委員、徳田武治委員、豊岡崇志委員、
中山英朗委員、永田浩基委員、野村浩一委員、松山丈三委員、
松本啓佑委員、村田眞一郎委員 (15名)

八代市 建設部長 西 竜一

事務局 (建設政策課) 課長 深川洋光、課長補佐 福田光

開発景観係主幹兼係長 今坂敦

開発景観係参事 浦田陽子

傍聴者 3名、記者 0名

1. 開会

◆審議会の成立

- ・本日は、委員15名中、15名の出席であり、半数以上の出席に達していることから、「八代市景観条例施行規則」第20条第7項の規定により本審議会が成立していることを報告する。

～～資料確認～～

2. 委嘱状交付

- ・今回は異動等により変更になった1名の委員に委嘱状を交付した。
- ・選考については、資料2の5ページ、「八代市景観条例」第25条に基づき行った。
- ・任期は、資料1の2ページ「八代市景観審議会委員名簿」の「任期」欄に記載した通り、令和6年2月1日までとなっている。
(建設部長より、委嘱状交付)
(委員紹介)

3. 建設部長挨拶

- ・本市においては、八代らしい魅力ある景観を守り、育み、次世代へと継承していくため、令和2年に策定した「八代市景観計画」を基に、本審議会に意見を伺いながら景観形成事業を進めているところ。
- ・本日の審議会では、まず、景観重点地区の指定に伴う景観計画の変更(案)についてお諮りする。前回の審議会において、妙見宮周辺地区の景観重点地区指定に向けた取り組みや景観形成方針(案)について報告させていただいたところだが、これまでに開催した住民説明会などにより地元同意が得られたため、本地区を景観重点地区に指定するもの。
次に、前回の審議会承認いただいた、太陽光発電施設の届出対象行為への指定に関する進捗状況について報告させていただく。
- ・いずれも、本市の景観行政にとって重要な内容となっているため、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りたい。

4. 議事

(会長)

まず最初に、「会議の公開・非公開」について確認させていただきます。本審議会は、原則公開となっておりますが、個人情報に関することなどがあれば、随時非公開にさせていただくことがあるということですが、今日は原則公開ということで進めさせていただきます。

また、審議会終了後は会議録を作成し、市ホームページで公表させていただきます。委員の皆様のご発言につきましては、委員の皆様の名を伏せた形で、また、個人情報など非公開情報につきましても除いた形で、公表させていただきます。

なお、本日は、3名の傍聴者が来られています。傍聴される方は、傍聴要領を遵守のうえ、傍聴されますようお願いいたします。

(会長)

それでは、次第に沿って進めていきたいと思っております。次第4、議事「景観重点地区(妙見宮周辺地区)の指定」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

～景観重点地区(妙見宮周辺地区)の指定について説明～

(会長)

確認なんですけど、市長からの諮問について説明がありましたけど、景観計画の変更案について皆

様の意見を伺いたいということです。意見に応じて修正していただくこともあるということですね。その後、それで決定というわけではなく、パブリックコメントがあつて都市計画審議会もある。それで最終的に決定するということですが、実質景観審議会が一番重要な会議ということで皆さん認識していただければと思います。今年度中に決定を目指すという形でもよろしいんですか。……ですかね。来年度の令和6年度から実際に動いていくという流れとなっております。では、説明いただきました妙見宮周辺地区の案について、皆さんからご意見をいただければと思います。どなたからでも結構ですが、いかがでしょうか。

(A 委員)

確認ですけど、今の説明を聞きまして、このような規制は耐えられないという住民の方からの問いはありませんでしたか？

(会長)

はい。その辺、前回も伺ったかもしれませんが、これまでの住民の方との話し合いの経緯とか、そういったご意見とか、補足でご説明いただければと思いますけれども。

(事務局)

これまでは、地元の協議会の皆様を中心に各基準については精査しながら、あとは区域の方々の同意を得るような形を踏みながら進めてまいりましたので、今のところこの内容についてのご意見等はお伺いしておりません。

(A 委員)

はい。安心しました。

(会長)

はい。それで、当然この出てる案とか基準とかも地元の方に説明済みということですよ。

(事務局)

はい。

(会長)

はい。ありがとうございます。はい、どうぞ。

(B 委員)

用水路は全部蓋を被せてしまうわけですか？妙見祭の時には店がいっぱい出ますよね。そうするとぜんぜん街並みが変わってしまう。用水路の上に出店を並べて、反対側には全く出店させない方法もあると思うんです。それについて地元の人たちはどう思っているのか。それからもう一つは、当然、新築とか増改築の時に、補助金が出るのか出ないのかってそういう問題もおそらくあったんじゃないかと思います。そのあたりはどうなんでしょうか。

(会長)

はい。用水路の整備の話と、お祭りの際の利用のしかた、お店の出かたと、補助。3点ご質問があったと思います。

(事務局)

確かに妙見宮の町の水路というのは以前から現地にあるようなものですので、そちらに対しても多種多様なご意見をいただいております。ただ、県のほうも今まさに事業を進めているところで、こちらの県道の無電柱化に取り組んでいるところですので、景観的な問題と併せて、通行関連では

道路の幅員が狭いという問題を解消するような事業に取り組んでおります。現在、水路部分については蓋を被せるようなかたちで、幅員を広げるという話で事業のほうは進めているような状況です。お祭り等については、できるだけ道路に段差等を生じないような整備を計画しておりますので、出店等をはじめ、多様な利用が可能な道路になっていくと思います。また、助成についてですが、市では良好な景観の形成促進に対する助成制度について検討しています。現在ルール等について準備を進めているところで、具体的な話は今のところ差し控えさせていただきますが、市の財政事情等を考えますと、国の補助メニューを活用しながらの対応となってくると思います。そのあたりは調整を図りながら準備が整い次第、地元に対してそのような補助が実施できればと考えております。

(事務局)

私から補足いいですか。

(会長)

はい、どうぞ。

(事務局)

蓋掛けの話はですね、地元のほうからの要望がございました。蓋を掛けてくださいという要望があって、今蓋を掛ける整備を計画しているところですが、蓋をかけて幅員を広くして安全な道路としてほしいということと、あと美装化ですね。参道らしいということで、蓋掛けをしたその上を歩行者が通れるかたちで美装化もしてですね、参道の景観整備をしていただきたいというご要望が地元のほうからございましたものですから、蓋掛けをするということで進めております。

補助金に関しては条例の方に謳い込んであります。条例を作ったときに助成ができるということを謳い込んでいます。今後は具体的に交付要綱等を作成予定でして、今準備をしている段階です。

(B 委員)

はい。

(会長)

はい、どうもありがとうございます。そのほかはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(D 委員)

無電柱化が建設新聞に載っていたので計画されるんだなということはわかってたんですけど、そこを埋設する時には道路のほうに埋設するわけでしょう。民間の住宅の敷地内には入らないでしょうから、通路を整備する時は通路側の色をですね、単純なアスファルト舗装の色じゃなくて、やっぱり人間の視線というものは、床、壁、天井といくものですから。天井は空ですから、壁は今言った外壁とかいろんなところ。先ほど守るべきルールで説明いただきましたけれど、道路っていうのは誰もできないじゃないですか、行政しか。だから行政が参道にふさわしい色合いの道路を整備するということは、電柱を道路に埋設化すれば当然道路を掘り下げてやるじゃないですか。縦割り行政であまり打合せしないとはい思いますけれども、その時、道路の色を外観に合わせてきれいに整備する。黒じゃなくて、茶でもこげ茶でもいいじゃないですか。材質もどういふのがあるかとかは具体的には言えませんけれども、色合いをしっかりとしたら人間の目線は必ず下に来ます。そこはよろしく願います。

(会長)

はい、それは道路の美装化ですね。お願いします。

(事務局)

宮地地区のほうですね、道路の美装化と蓋掛けですね、それと無電柱化について審議する妙見さん通り整備協議会というものがございます。建設政策課が事務局になっているんですけど、そこに電線管理者だったり、施行者の熊本県だったり、地元の方も入っておられます。そこですね、今回の建築物の修景の検討を行ったまちづくり検討委員会というものがもう一つありまして、この2つが、宮地地区で団体としてあります。そういう美装化のデザインについては、その協議会と検討委員会が連携をとってすることになっておりまして、基本的には地元の皆さんが入っていらっしゃる検討委員会でデザインをいろいろ検討してそれを提案するというかたちで連携を取りながら、地区の皆さんと私たち行政と一緒に決めていくような、そういう体制になっております。

(会長)

計画というか検討して色を変えたりしていく予定はあるということですね。ありがとうございます。まあ、そういった地元の方が入られた協議会があるということで、そこに期待をしたいなというふうに思います。ほかにはいかがでしょうか。……はい。

(C 委員)

12 ページの、「良好な景観形成のための必須基準」について2つ意見を申します。一つ目は、建築物の外観の形態意匠のところ、屋根の形状ですね、勾配屋根が2/10～6/10ということで、これがどうやって決まったのかなと思ひながらですね。2/10 だと結構緩くて、金属板でというイメージなんですけど。例えば勾配であればいいのか、今はおそらく参道沿いは瓦屋根なのかなという気がするんですけど、瓦葺の屋根の勾配を、例えばもう一つ推奨基準の方に挙げておくのがいいのかなという気がしました。4/10 でも。それから、もう一つは色彩材料の方ですけども、民家はこれでいいのかなという気がしたんですけど、妙見宮、八代神社の方はこういった色彩ではないと思うんですが、丹塗(にぬり)というオレンジ色になっております。丹塗は「たん」という自然の顔料で、ここでいう但し書きのほうに入ってくると思えばそれでいいのかなと思います。もしよければひと言、八代神社はこの限りではないといった言葉を入れるとか、そういった言葉が必要かなと思ひました。以上2点です。

(事務局)

但し書きの方ですね、今のご意見を含めて考えたいと思います。地域の特性を表すような建築物はその限りじゃないとかですね。表現は検討したいと思います。それと、勾配屋根についてはですね、どのように決まったかという、おそらく地元の方と話して決まったんですけども、他市の事例とかですね、同じような景観特性をもつ街並みの事例とかを参考にですね、地元の方と一緒に決めていたと思います。

(会長)

C 委員にもう少し解説していただきたいんですけども。2/10 とかになると緩やかなので瓦がのりにくいという感じなんですか。

(C 委員)

そうですね。

(会長)

で、4/10 になってくると、瓦葺ができるということですね。陸屋根、平らな屋根じゃなくって、三角屋根にしてほしいなという意図なんですけど、推奨基準というものがあって、そちらには瓦屋根でというもしくは 4/10 というものを追加することも可能かなということをご提案させてもらおうと。これ、ぜひ検討してほしいとのことです。C 委員、この門前町は瓦屋根が中心と置いていいかということと、先ほどの絵ですけど、妻入りかなあということと合っているということとよろしいでしょうか。

(C 委員)

瓦葺が主体かなって思います。また、屋根の形状なんですけど、実は色々この地区にはあって、明治時代の一番古いと思われる民家は、切妻の平入りという、軒が手前に、道路側に来るタイプの、入母屋かな、入母屋の平入りです。

あと、おそらく大正・昭和あたりに作られたと思われる町屋タイプの建物があるんですけど、それも平入りと、妻入りという三角形が見えてくるタイプになります。屋根形状からいうとなかなか多分現状に合わせた場合にこれといったものはないのかなと思います。この絵でいうと、左側が多分妻入りといって三角形が見える方で、右側に平入りが1軒あるというようなかんじですので、両方混在しているような状況かなと思います。

(会長)

はい。ありがとうございます。ということですので、基準の方にわざわざ妻入りでとか平入りでとか書かない方が逆に良くて、勾配屋根の方法を勘案しましょうということのほうがふさわしいという認識でよろしいというわけでしょうか。

(C 委員)

はい。

(会長)

はい。ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(E 委員)

必須基準と推奨基準がせつかく 2 つ設けられてるんですけど、必須基準の方はたとえば罰則規定のようなものはないのでしょうか。景観計画や条例の中で作るのは当然なんですけど、せつかく作るのであれば、必須基準の方だけでも罰則のようなものを検討していかれたほうがいいのかなどというのが1点と、考え方としては、仮に罰則規定があるとすれば必須基準の方だと思うんですけど、そう考えたときには努めるみたいなニュアンスではなくて、言い切ったほうがいいと思います。

(会長)

はい。ありがとうございます。基準がということなんですけど、具体的に届出が出てきた時にどういう強制的な対応をされるのかということですね。それを含めてご質問にお答えいただければと思います。

(事務局)

なかなか難しいお話ですね。あくまでもこちらは届出なんです。許認可ではなくて届出になります。今私たちが考えておりますのは、必須基準についても、丁寧にご説明してお願いしていくところなんです。罰則は今のところ考えておりません。そこまでやってしまうと逆に、どうですかね。……まずは罰則は設けず、できる限り話し合いをしながらお願いをしていくということで考えていき

たいと思います。

(E 委員)

全国的な事例などを調べると、平成 29 年の段階で未届けで行政指導等の強制力が伴わないものが 200 件くらいあるので、せっかく作るのだったら形骸化しないようにしたいなと思ったところです。

(事務局)

ありがとうございます。景観法に基づく景観地区であれば許認可なので当然罰則はあるんですよ。例えば倉敷の美観地区等はそうです。都市計画上の景観地区であればそういうのを考えるという法的にそういうのはあるんですけど、景観重点地区は任意で定める地区でありますので、当然、許認可ではなく届出となります。また、地元の皆さんと合意形成を図って作ったルールですので、基本的には地元の皆さんには守っていただくという前提が私たちもあるものですから、性善説に則って守っていただけるものということで対応していきたいと思っております。

(会長)

はい。そのことと関係するんですけど、重点地区指定は基準を作って基準を守ってもらうということだけじゃなくて、これをスタートとして、その後お祭りの日も含めて、門前の、妙見宮の地域らしい景観を住民の方々と一緒に作っていくということだと思えますよね。この後の住民の方と一緒に行く取組とか、そういうご予定とかお考えとかありますか。この後が僕は重要じゃないかなと思うんですけど。住民の方からそういう声があるとか、いかがでしょうか。

(事務局)

住民の方とはこの後、まずは検討委員会などがございますので、学習会とか出前講座とかがありますので、重点地区に指定されたあかつきには、そういうセミナーとかもこちらで企画したいと思えます。あと、学校教育では景観学習とか、イベントとしてはまち歩きとか。重点地区に特化したフォトコンテストとか、色々なことに取り組んでいきたいと思えます。住民の皆さんと一緒に。

(会長)

そうですね。その辺が、行政からの働きかけがとても重要なんじゃないかなと思えますし、指定して終わりではないんじゃないかなと思えます。はい。他にはいかがでしょうか。

(F 委員)

すみません。C 委員からのお話で、屋根形状の、必須基準のところ勾配屋根のお話があったかと思うんですけど、例えば片流れとか、それは適合しているといえるのかというところをお尋ねします。全部が日本風の屋根だったので、勾配屋根というと片流れの建築物も多いので、その辺はどうなるのかなというところが気になりました。

(会長)

はい、ということです。最近片流れの屋根がすごく多いんですけど、いかがでしょうか。そこはどのように理解するのでしょうか。住民の方との話し合いでそういった意見はありませんでしたか。

(事務局)

どちらかというと、片流れというと今風といいますか、そういうイメージが私にもありますので、ここについては再度住民のみなさんと確認をしたいと思えます。検討委員会の方です。

(F 委員)

熊本県の景観形成基準なんですけど、景観形成地域が3地域ありまして、そのうち2地域は勾配屋根なんですけど、1地域だけは2方向じゃないとだめっていうふうに分けてらっしゃるので参考になればと思います。

(会長)

片流れは景観として何が問題かという、壁が大きくなるんですよ。だから、北側の壁が大きくなるんですよ。この参道でいくと、南側の敷地の方が片流れで建てられると、どんと壁が立って屋根が見えないというふうに街並みとしては見えるという。北側の敷地の方が片流れで建てられても、多分景観的な影響はそれほどないと考えられるんですよ。南側と北側で見え方が違うというところが片流れの景観的な問題というか、課題というかそんなところですよ。もしくは建てる方向でも違うというか。多分南向きで建てられると思うんで。そのあたりをどう考えるかですよ。C委員、どう思われます？

(C 委員)

道路の南側の建物ですよ。

(事務局)

全部もう屋根が見えないということですよ。南側に屋根がつくということですよ。南側の建物がそうなりやすいと。

(C 委員)

先ほどの2方向の勾配という表現かなんかで。

(事務局)

そこは参考にさせていただければというところで。

(会長)

難しい問題ですね。現状はそのままOKとのことですね。……はい。ありがとうございます。ほかにいかがですかね。

(A 委員)

事務局。景観、景観ってあまり厳しく言わないように。常識の範囲内でやらないと。じゃないとたまらん、住民の皆さんが。それが一番基本だから。

(会長)

そこは一応、行政的には住民の皆さんと基準を考えて、みんなで守っていきましょうという雰囲気を醸成しようとしているということだと思います。先ほどご意見がありましたけど、罰則というものが特段ない状況でやっていこうというところが景観法の法の趣旨でもあるんですけど。まあ、でもそこは難しいところですよ。お話としては当然出てくるわけなんですけど、この地区はそうでないというふうに思っておりますけれど。……はい。ほかにいかがでしょうか。

(C 委員)

13 ページの推奨基準なんですけど、その他の工作物のところで、「各敷地の開口部に水基や手水鉢を……」というところで、「水基」という言葉を調べたんですよ。一般的な用語なのかどうかと思って。少なくとも手元にある広辞苑では調べたんですけど「水基」という言葉はなくて、インターネットで調べると阿蘇と絡んで出てくる言葉で、阿蘇がまちづくりをする際に設けた装置の名称なのか

など思いまして。それで、そのネットの中でどう説明されているかという、「水が出る(基)もと」から「水飲み場」ということ。阿蘇の湧水を観光客に提供して水が飲めるようにしているということ。そう考えると、ここで水基という言葉を使ってもいいのかなという感じがしまして。厳密に言う必要はないのかもしれませんが、少なくとも湧水ではなくて、かといって水路から水を引くということはないと思いますので、提供できるような水が出る、水が飲めるというようなことはないのかなという気がしました。手水鉢はいいのかなと思いますけど。もともと注目していたのが、水路があるところがこの通りの重要な景観のポイントで、水路に沿って洗い場をもう一度設け直すということであれば、この地区の水の特性を良く表すのかなと思いつつ見えていたんですけども。ただ、水路に蓋をすれば洗い場は設けられないので、かといって水基という言葉自体が少し気になるなと思ったところで、差し支えなければ教えていただければと思います。

(会長)

はい。ありがとうございました。水基って文言としては、どういったイメージでこれを使われているのでしょうか。

(事務局)

阿蘇神社などの門前町で、水基の里とか水基の町とか言われますけど、ああいうところが水に関わる場所なので使っていると思うんですが、ご指摘のとおり、その時は水が出る場所という意味で使っていると思うんですね。今の C 委員のご指摘のとおりですね。そういう意味からすると、ここに水基というのは相応しくないと思いますので、そこはまた地元の方と話ししてからここを無くすとかそういうことで考えたいと思います。

(会長)

はい。じゃあ、もともとここにあったとか、こういうものがあるということではないということでしょうか。

(事務局)

そうですね。

(会長)

新たにそういうものを参考にして置いてもいいんじゃないかというご提案だったと思いますけど、文脈としてはどうかということですね。ということで、水を意識できるような街並みの一つの要素として何かそういう装置があるっていうことは確かにいいことだだと思いますが、そこは地元の方とのご相談かなと思います。……はい。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(G 委員)

行政的な立場からの質問なんですけど、今回の重点地区指定に関しては、どのようにして地元の方や市民の方に広めていくのでしょうか。やり方はホームページだったりチラシだったりがあるんですけど、どういうふうに知らしめていくのかというやり方と、もう一つ、今後どんな取り組みをしていくか、重点地区に指定したけれども今後どのように進めていくのかといったフォローアップについてはどのように進めていくのでしょうか。

(事務局)

ホームページや広報やつしろ、エフエムやつしろ、あと、シンポジウムなどを開催することで周知していきたいと思っていますけれども、フォローアップについては、その手法についてはまだ具体的に考えておりません。今後考えていく予定です。検討していきます。

(会長)

地元の方向けのパンフレットなり、説明のペーパーみたいなものは作られないですか。

(事務局)

ガイドラインは作成する予定です。

(会長)

ガイドラインは作成する予定です。そこは結構重要ですので、予定があれば是非頑張って作っていただきたいと思います。その他はいかがでしょうか。

(B 委員)

もう一つ。地元との話し合いの中で決められているのかどうか。昭和とか大正とか明治とか、そういう時代に合わせた地区が全国にあるんですが、昭和の町とか大正の町とかあるんですけども、どこを目標に新築とかされますかね。妙見祭や妙見宮を中心にとすることであれば、本来は江戸時代に遡るしかないと思いますが、それはできないと思いますけれども、大正とか昭和とかそういう時代の建物を新築する時は、そういう事を考えた方がいいと思いますが。

(事務局)

コンセプトというか大きな流れとしては昭和とか昔の和風の建築物というイメージで方針をたてております。

(B 委員)

それによってブロックとか笹垣とかいうのが色々出てくるわけですね、その時代によって。どこかに基本を設けてそういうことを考えた方がいいと思います。

(事務局)

門前町にふさわしいところで考えていますので、いつの時代かというのはなかなか難しいところです。

(H 委員)

芦北に薩摩街道沿いの町がありますね、佐敷です。佐敷城の裏側にあたるんですけど、そこが40年位前に、最初に努力して補助金とかをもらってまちづくりをしたんですけど。そのころ地域づくりをしていた方々が年をとってしまって、だんだんとやめていく人が多くなっていったんですけど、二代目三代目が継いで、その後もずっと続いているんですけど、佐敷川の氾濫もありましたけど、やはりそういうのをやっていたからこそ、昔からの思いが残ったという、そういういい方のお話も聞いていますので。やはり最初はたくさんの努力が必要だと思いますけれども、残す繋ぐというのは大事な資産になると思いますので、ぜひ宮地の方たちも大変でしょうけど、頑張ってくださいねと思います。佐敷で頑張っている女性のお話も聞いていますので、何とか女性の力もぜひ活用して、食べるものとか。ただ場所を作るだけではなくて、お茶を飲むところとか、歩いたら休憩できるようなところとか、そういうソフトの部分をもっと宮地も考えていただいたほうがよろしいんじゃないかなと思いました。

(会長)

はい。ありがとうございます。佐敷は古民家を改修した、ちょっとした拠点のスペースも作られてますよね。……はい。またC委員にお尋ねしたいんですけど、どの年代っていう話がありましたけど、ここはちょっと難しい、逆に混在しているのがいいのか、混在しているけどなんとなく雰囲気がある

のがらしいとかするんですけど、どうなのでしょう、そのあたり。

(C 委員)

基準とすべきものがない、混在している、なんともちょっと。例えば祭りをヒントとした時に、妙見祭を2階から眺めていたというお店があるらしいんですけど、2階も、例えば参道沿いの建物で2階が吹き出し窓で、そういうふうなものも作り方としてはいいのではないかと。なにかあっても混在しているというところで。

(会長)

お話にもありましたけれども、時代が何かを目指すよりも、なんとなくまあ言ってみれば「ふさわしい和風」というか、そういう雰囲気です揃えましょうというのがターゲットになるのかなあとということでしょうね。……はい、ありがとうございます。その他にはいかがでしょうか。

(B 委員)

桟敷はどうなのでしょう。家の桟敷は、妙見宮の近くの家が桟敷を設けていたんですけど、長年。そういうのが可能かどうか今後は検討すべきではないかな。ちょうど中2階のところまで桟敷を作っていましたね。最近はないですね。

(会長)

はい。ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

(I 委員)

せっかくですのでお尋ねします。住民の方々は、観光的な視点で地区の活用する考えをお持ちなのか、それとも住むところだから立ち入らないでというスタンスなのか。今までの話し合いの中でそういう動きがあったのかどうかをお聞かせいただければと思います。また、空き家対策というところで、もし観光で生かすのであれば、空き家を生かして何か作ったりだとか、お金はちょっと助成が要るかと思いますが、補助金もひとつ考えてもいいのかなと思います。

(会長)

はい。ありがとうございます。観光という観点からこれまで話がありましたでしょうか。

(事務局)

今までこういう話をしていく中で観光というお話はなかったと思いますけれども、今後こういう地区に指定されますので、当然空き家対策も含めて観光を所管している部署とも話し合いながらそのあたりも検討していこうと思います。今回の意見を参考にさせていただきたいと思います。

(会長)

そうですね。その場合は縦のですね、特に南側のほうとかも魅力的なスポットがたくさんありますので、その辺のとの合意も含めて観光ということも考えられるのかなと思いました。……はい、どうぞ。

(B 委員)

電柱の地下埋設については意見はありませんでしたか。これをすると随分街並みが変わりますよね。

(会長)

それについて特段、住民の方から意見はありませんでしたでしょうか。

これからの設計にはなりますけれども、民有地側に土地を取られるということもあるのかなと。

(事務局)

地上機器については用地をちょっとご協力いただいといるところも出てくると思います。

(A 委員)

会長。

(会長)

はい。

(A 委員)

抽象的な言い方ですけど、総合的にマッチして初めて景観でしょう。空き家対策とか色々話が出たけれども、やっぱり、総合的にマッチして景観、わたしはいうふうに受け止めております。だから一つをとってどうのこうのではなくて、決して無理をしないように。これが一番と私は思います。

(会長)

ほんと、おっしゃる通りです。

(事務局)

無電柱化については地域のご要望としてありました。でも土地の提供とかについては、これからの用地交渉になってまいりますので、話をしていきたいと思います。

(会長)

はい、ありがとうございました。審議会の仕事としてはですね、これまでご意見をいただいたんですけど、ひとつ大きかったのは片流れの屋根の形状の話ですね。これはちょっと検討が必要かなと思いますので、ここは追加でご検討いただきたいということと、先ほどありました水基ですね。水基という言葉を使うかどうかについても、ぜひそこは再検討、住民の方を含めてご検討いただいたうえでいただきたいなというところですね。この2点と、あとは特段変更というか、もう少しというところはなかったように思いますがいかがでしょうか。……はい。ですので、若干修正が必要かなということで、これらの2点以外についてはこのとおりでよろしいかというふうに思いますけれども、今の2点については多分修正が必要ということになりますので、どういたしましょうか。進め方というか。

(F 委員)

会長に一任ということでいいと思います。

(会長)

じゃあ、私に一任ということにしていいただければ、C 委員のご意見も伺いながら事務局と決めさせていいただいて、また皆さんにお知らせするというところでよろしいでしょうか。

(一同)

どうぞ。

(会長)

はい、ありがとうございます。ではそのような形でこのまま進めさせていただきまして、2点以外の案の修正点についてはこれでよろしいかというところで審議会のほうの意見とさせていただきたいというふうに思います。……はい。ありがとうございます。

5. 報告

(会長)

で、もう1点、議事……というか報告がございます。太陽光発電施設関係ですね。その進捗に

ついて事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

～八代市景観計画の一部変更(太陽光発電施設関係)にかかる進捗状況について説明～

(会長)

はい、どうもありがとうございました。これについては粛々と進んでいるというかんじですけれども、これについて質問とかありますでしょうか。……前にも伺ったかと思いますが、これは基準なり考え方というのは、今県が進めているものと同じという風に考えたらよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(会長)

一応、横並びで作っているということでございます。まずはそこが重要ななと思います。他はあるのに八代だけないとなるとちょっとそこは問題が生じるかと思しますので。まずはそういった形で進めているということでございます。はい。そのほか何かご質問とかありますでしょうか。

……あの、F 委員。他のところの太陽光に関して何か県の条例施行以降の話題というか、何かあればご紹介いただければ。

(F 委員)

話題というほどではないんですけど、今年も県南広域本部管内、水俣、芦北、人吉のところでも、太陽光の届出というのが2例出てきていますので、施行されれば八代市さんの方にも届出が出てくるのではないかなと思います。

(会長)

その2例というのは結構大きなものですか。平野の方ですか。山の方ですか。

(F 委員)

山の方ではなかったのですが、結構な大きさのところでした。

(会長)

はい。ありがとうございます。……あの、いわゆる買取ですね、電気を買取して価格をという補助の制度がだいぶなくなっているんですけど、引き続きまだ開発の予定が太陽光に関してはあるんで、今後も届出の可能性はあると思います。天草でも同じような制度があるんですが、天草はすごいですね。10件以上あってしかも大規模なものがですね。同じように県と併せてやっているところですか。……はい。ということでよろしいでしょうか。

(一同)

はい。

(会長)

はい。どうもありがとうございました。それではですね、改めてご質問はないということで、報告については以上かなと思います。はい。ということで、用意していただいた議題は以上で終了ですが、そのほか皆さんから何か質問とかありますでしょうか。……よろしいでしょうか。……はい。どうもありがとうございました。では、本日の議事を以上で終了いたしました。どうもありがとうございました。それでは事務局の方にお返しいたします。

6. 事務連絡

(事務局)

柴田会長におかれましては、円滑な進行をありがとうございました。本日もご審議された結果を踏まえ、今後、適切に対応して参ります。

特に事務連絡はございませんけれども、今後も景観行政に関する事業施策につきまして、景観審議会の皆様の意見を伺いながら進めて参りますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いたします。

7. 閉会

(事務局)

それでは、委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただき、本当にありがとうございました。これをもちまして、「第2回八代市景観審議会」を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。

(15:30 終了)

「八代市審議会等の設置及び運営に関する基本指針」第17条の規定により、記名押印する。

令和 5年 10 月 5 日

八代市景観審議会 会長 柴田 祐

